第十四号様式(用紙日本産業規格A4)(第三条・第四条の四関係)

受付印	申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書	整理番号	

令和　年　月　日 知事殿	※処理事項	発信年月日				
		通信日付印	確認			

所在地及び電話番号	(電話　　)
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)
(ふりがな) 代表者氏名	
経理責任者氏名	
資本金の額又は出資金の額	円

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出(道府県民税関係)

令和　年　月　日から　事業年度分　確定申告書
の　から法人税の　の提出期限の延長に
令和　年　月　日まで　連結事業年度分　連結確定申告書

ついて　(その延長の処分が取り消された / その適用を受けることをやめた)　ので届け出ます。

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出

令和　年　月　日から　法第72条の25第3項
の事業年度分から　の規定による事業税及び特別法人
令和　年　月　日まで　法第72条の25第5項

事業税の申告書の提出期限の延長の適用を受けることをやめたいので届け出ます。

連結親法人の本店所在地及び電話番号	(電話　　)
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)
関与税理士署名	(電話　　)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出(道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

第14号様式記載要領

1　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人((1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。

(1)　法人税法第75条の2第5項(同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合　当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

(2)　法人税法第75条の2第7項(同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により同法第75条の2第7項の届出書を提出した場合　当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

2　「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「事業年度分」から法人税の「確定申告書」となっている箇所については、「連結事業年度分」から法人税の「連結確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

4　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「その延長の処分が取り消された」「その適用を受けることをやめた」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、1(1)の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

5　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。

6　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中「法第72条の25第3項」「法第72条の25第5項」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

7　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

(1)　1(1)の場合　当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

(2)　1(2)の場合　当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

(3)　5の場合　法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人(連結子法人に限る。)